

別紙

諮問第 1753 号

答 申

1 審査会の結論

(1) 本件開示決定は、妥当である。

(2) 本件一部開示決定及び本件不開示決定において不開示とした情報のうち、別表 7 に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については不開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表 1 に掲げる本件開示請求に対し、東京都知事が令和 5 年 9 月 29 日付けで行った別表 2 から 6 までに掲げる各決定（以下「本件各決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、別表 1 に掲げる本件開示請求に対し、別表 2 に掲げる本件開示決定、別表 3 に掲げる本件一部開示決定及び別表 4 から 6 までに掲げる本件不開示決定 1 から 3 までを行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和 6 年 2 月 9 日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和 6 年 5 月 17 日に実施機関から理由説明書を、同年 5 月 30 日に審査請求人から意見書を収受し、同年 7 月 26 日（第 250 回第二部会）から令和 7 年 2 月 28 日（第 256 回第二部会）まで、7 回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書

における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件審査請求に係る制度等について

(ア) 東京都パートナーシップ宣誓制度について

東京都パートナーシップ宣誓制度（以下「本件制度」という。）は、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、パートナーシップ関係にある者からの宣誓・届出を、東京都（以下「都」という。）が受理したことを証明し、受理証明書を交付する制度である。

実施機関は、令和４年１１月１日から本件制度の運用を開始した。

(イ) 東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システムについて

東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム（以下「本システム」という。）は、本件制度の利用者が、インターネットにより本件制度に関する宣誓・届出の手続を行うためのシステムであり、令和４年１０月１１日から運用を開始した。

(ウ) 性自認及び性的指向に関する調査について

性自認及び性的指向に関する調査（以下「本件調査」という。）は、本件制度の検討などの基礎資料とするため、性自認及び性的指向に関する現状を把握することを目的として東京在住、在勤及び在学者を対象として行われた調査であり、令和４年３月３０日に都ホームページで調査結果を公表した。

(エ) 東京都パートナーシップ宣誓制度検討に係る有識者等ヒアリングについて

東京都パートナーシップ宣誓制度検討に係る有識者等ヒアリング（以下「有識者等ヒアリング」という。）は、本件制度の導入及び導入後の活用等について、有識者等に対しヒアリングを行ったものであり、令和４年２月１４日に都ホームページで結果を公表した。

イ 本件開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表２に掲げる本件対象公文書２-１から２-４まで

を特定し、本件開示決定を行った。

審査会が見分したところ、本件開示決定においては、本件調査に係る文書等のうち、本件調査受託事業者（以下「調査受託事業者」という。）から納入・提出された報告書に該当する文書として本件対象公文書2-1から2-3までを、履行スケジュールに該当する文書として本件対象公文書2-4を特定し、その全てを開示したことが認められる。

したがって、本件開示決定は、妥当である。

ウ 本件一部開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表3に掲げる本件対象公文書3-1から3-32までを特定し、同表に掲げる本件不開示情報1から6までを不開示とする本件一部開示決定を行った。

（ア）本件不開示情報1について

本件不開示情報1は、本システムの構築・運用・保守業務受託事業者（以下「システム受託事業者」という。）の社員等の氏名、メールアドレス及び電話番号等の個人に係る記述及び書類等の情報であり、本件対象公文書3-1から3-5まで、3-9から3-12まで、3-15から3-18まで、3-21、3-24、3-28、3-29及び3-32に記載されている。

審査会が見分したところ、これらの情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示が妥当である。

（イ）本件不開示情報2について

本件不開示情報2は、システム受託事業者及びスマートフォンレンタル事業者（以下「スマートフォン事業者」という。）から提出された文書のうち、本システム構築・運用及び改修の内容に係る記述等の情報であり、本件対象公文書3-1から3-3まで、3-8から3-10まで、3-15、3-16、3-21から3-24まで及び3-28から3-31までに記載されている。

実施機関は、本件不開示情報2について、本システム構築・運用及び改修の内容

に係る記述については、本システムの設計に直結するものであり、公にすることにより、システム受託事業者の事業運営上の利益及び社会的信用が損なわれるとともに、本システムの安定的な稼働が困難になるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

審査会が見分したところ、本システム構築・運用及び改修の内容に係る記述については、システム受託事業者が本システムの構築に関して有するノウハウであり、スマートフォン事業者の住所及び内部管理コードについては、当該事業者の内部管理情報であると認められ、公にすることにより、各事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められることから、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、本件不開示情報2のうち、本システムに係る記述については、これが公にされた場合、本システムへの不正な侵入や破壊等が可能となることで安定的な稼働が困難になり、本件制度に係る事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

さらに、審査会が見分するに、本システムの導入時に委託内容及び予算について検討した内容については、これを公にすることにより、今後の同種の契約における予定価格が推測されるなど、都が行う契約業務に支障が生じるおそれがあり、また、本システムに関して都民等から寄せられた意見については、当該都民等の個人の事情に言及する内容であることから、これを公にすることとなると、都民等が意見を寄せることを躊躇し、実施機関が本システムの改修に関して有用な意見を入手できなくなるおそれがあると認められる。これらのことから、本件不開示情報2は、条例7条6号にも該当する。

したがって、本件不開示情報2は、条例7条3号及び6号に該当するため、不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示情報3について

本件不開示情報3は、システム受託事業者から提出された文書のうち、本システムのセキュリティに係る記述であり、本件対象公文書3-8に記載されている。

実施機関は、本システムのセキュリティに係る記述については、公にすることにより、本システムへの侵入・破壊等の犯罪を誘発し、犯罪の予防その他の公共の安

全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報 3 は、本システムの構築及び運用に関する記述のほか、本システム利用者の問合せに対する対応、パスワード等に関する記述であって、これを公にすることにより、本システムへの不正な侵入の端緒となるおそれがある情報であると認められるため、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例 7 条 4 号に該当し、不開示が妥当である。

(エ) 本件不開示情報 4 について

審査会が見分したところ、本件不開示情報 4 は、システム受託事業者、調査受託事業者及び都の口座情報であり、本件対象公文書 3-25、3-30 及び 3-31 に記載されている。

このうち、システム受託事業者及び調査受託事業者の口座情報については、都との契約に係る特定の法人の内部管理上の情報であり、これを公にすると、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれるものと認められ、条例 7 条 3 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示が妥当である。

一方、都の口座情報については、資金前渡受者の口座の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人に関する情報であることが認められる（資金前渡：会計管理者が地方公共団体の職員である資金前渡受者に、特定の経費について概括的に資金を交付（前渡）し、当該職員をして現金払をさせる支出の方法）。

審査会が検討するに、これが明らかとなったとしても、当該口座にある資金を不正に引き出すなど、都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、条例 7 条 6 号には該当しないことから、本件不開示情報 4 のうち、別表 7 に掲げる本件対象公文書 3-30 及び 3-31 の開示すべき部分については、開示すべきである。

(オ) 本件不開示情報 5 について

本件不開示情報 5 は、システム受託事業者及び調査受託事業者の印影であり、本件対象公文書 3-4 から 3-7 まで、3-11 から 3-14 まで、3-17 から 3-20 まで、3-25 から 3-27 まで、3-30 及び 3-31 に記載されている。これを公にすることになると、

偽造等犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例 7 条 4 号に該当し、不開示が妥当である。

(カ) 本件不開示情報 6 について

本件不開示情報 6 は、都職員の電話番号及びメールアドレスであり、本件対象公文書 3-26、3-27 及び 3-29 から 3-31 までに記載されている。

審査会が検討したところ、本件不開示情報 6 は公にされていない電話番号及びメールアドレスであり、これらが公にされることとなると、本来の業務目的以外の問合せが大量又は無差別に行われ、実施機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例 7 条 6 号に該当し、不開示が妥当である。

以上のことから、本件一部開示決定のうち、別表 7 に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については不開示が妥当である。

エ 本件不開示決定 1 から 3 までの妥当性について

(ア) 本件不開示決定 1 について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表 4 に掲げる本件対象公文書 4-1 から 4-18 までを特定し、同表に掲げる不開示理由のとおり、条例 7 条 2 号、3 号、4 号及び 6 号を理由とする本件不開示決定 1 を行った。

本件対象公文書 4-1 から 4-9 まではシステム受託事業者より都に納入・提出された文書、4-10 から 4-15 までは都からシステム受託事業者に対し提供した文書、4-16 及び 4-17 は本システム運用に係る都職員向けマニュアル、4-18 はスマートフォン事業者から都に提出された文書である。

a 条例 7 条 2 号該当性について

審査会が見分したところ、本件対象公文書 4-1 から 4-6 まで、4-8、4-9、4-12 及び 4-18 には、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報としてシステム受託事業者等の社員の氏名が記載されていることが認められた。これらの情報は、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当せず、不開示が妥当である。

b 条例 7 条 3 号該当性について

実施機関は、システム受託事業者の有する事業活動に関するノウハウ等の情報に係る記述や文書及びスマートフォン事業者の見積りは、公にすることにより、当該システム受託事業者等の事業運営上の利益及び社会的信用が損なわれる情報であると説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書4-1から4-14まで及び4-16から4-18までには、システム受託事業者が本システムに関して有するノウハウ、スマートフォン事業者のノウハウ及び内部管理情報が記載されていることが確認された。これらの情報は、別表 7 に掲げる本件対象公文書4-12の開示すべき部分を除き、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められることから、条例 7 条 3 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当せず、不開示が妥当である。

しかしながら、別表 7 に掲げる本件対象公文書4-12の開示すべき部分については、これらを公にしても当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれるとは認められないため、条例 7 条 3 号に該当せず、開示すべきである。

c 条例 7 条 4 号該当性について

実施機関は、本システムのセキュリティに係る記述や文書については、公にすることにより、本システムへの侵入・破壊等の犯罪を誘発し、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書4-1から4-11まで及び4-13から4-17までに記載がある本システムのセキュリティに係る記述や文書については、公にすることにより、本システムへの不正な侵入や破壊等の犯罪を誘発するなど、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例 7 条 4 号に該当し、不開示が妥当である。

d 条例 7 条 6 号該当性について

実施機関は、本システムの構築・運用及び改修の内容に係る記述や文書につい

ては、公にすることにより、本システムの安定的な稼働が困難になるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書4-1から4-18までのうち、別表7に掲げる本件対象公文書4-12及び4-15の開示すべき部分を除く部分については、公にすることにより、システムへの不正な侵入や破壊等が可能となり、本システムの安定的な稼働が困難になるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当し、不開示が妥当である。

しかしながら、別表7に掲げる本件対象公文書4-12及び4-15の開示すべき部分については、これらを公にしても都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、条例7条6号に該当せず、開示すべきである。

以上のことから、本件不開示決定1のうち、別表7に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示決定2について

実施機関は、本件開示請求のうち、別表5に掲げる本件請求文書5-1から5-30までについて、作成及び取得しておらず存在しないとして本件不開示決定2を行った。

審査請求人は、別途開示されている文書や報道等の状況、事案の重大性等に照らすと文書が存在しないとは考えられない旨主張する。

審査会は、本件請求文書5-1から5-30までについて、以下のとおり検討する。

- a 本件請求文書5-1から5-15までは、本システム設計・構築・運用保守委託に係る契約書に記載がある文書である。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、本件請求文書5-1及び5-2については、本システムは現在稼働中であり、システム受託事業者は変更されておらず、引継やデータ消去は行われていないことから、作成されていないとの説明があった。また、本件請求文書5-3から5-15までについては、令和5年度の契約に基づく業務完了後に提出される文書であり、本件開示請求がなされた令和5年7月27日時点においては、実施機関で作成及び取得していないとのことであった。

- b 本件請求文書5-16は、電話対応記録等のシステム受託事業者と都とのやり取りに係る文書である。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、電話対応は行ったが、記録は作成していないとの説明があった。

- c 本件請求文書5-17から5-19までは、本システムの不正利用を見抜くための対応マニュアル、不正利用があった場合の対応マニュアルや対応記録である。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関では、これらのマニュアル等は作成していないとの説明があった。

- d 本件請求文書5-20、5-26、5-28及び5-30は、本件制度に関する取材対応記録に係る文書である。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、本件制度に関し取材はなされたが、取材対応の記録は都において作成が義務付けられているものではなく、同記録は作成していないとのことであった。

- e 本件請求文書5-21から5-23まで、5-25及び5-27は、本件調査に係る文書等のうち、調査受託事業者から納入・提出された文書、令和4年3月16日開催の東京都議会総務委員会（以下「委員会」という。）に係る契約の履行期限に関する対応についての文書等、都から調査受託事業者に対し送付等を行った文書、調査受託事業者と都とのやり取りに係る文書等及びその他調査に係る各種記録・資料等である。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、委員会に係る契約の履行期限に関する対応についての文書等に関し、審査請求人は調査受託事業者が仕様書に定める成果品報告の期限を遵守しなかったと主張するが、後記 f のとおり本件調査業務委託契約に定める履行期限までに委託内容の履行が完了しているため、実施機関はこれらの文書を作成及び取得しておらず、存在しないとの説明があった。

また、その他の文書については、審査請求人の別の開示請求に対し開示した文書等及び本件開示決定等により開示した文書等以外に調査受託事業者から何らか

の承認を求められ、又は相談等を受けたことがなく、これらに関する文書は存在しないとのことである。

- f 本件請求文書5-24は、調査受託事業者が仕様書に定める成果品報告の期限を遵守しなかったことに関する文書である。

審査会が本件調査業務委託の契約書等を見分したところ、契約期間は令和4年3月31日までと記載されているほか、同契約の支払に係る支出命令書に添付された委託完了届の作成日及び検査調書記載の報告年月日は令和4年3月31日とされていることが確認された。

以上を踏まえると、本件調査業務委託契約に定める履行期限までに委託内容の履行が完了していることを確認できるため、調査受託事業者が仕様書に定める履行期限を遵守しなかったとの事実は認められない。

- g 本件請求文書5-29は、○年○月○日インターネットメディア報道において当時未公開であった有識者等ヒアリングの内容等が公開される事態となったことに関する調査・対応記録に関する文書である。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、上記の事態に関する調査対応は行っておらず、対応に係る内容を記録した文書も存在しないとのことであった。

以上を踏まえて審査会が検討するに、本件請求文書 5-1 から 5-30 までが存在しないとする実施機関の説明について不自然、不合理な点は認められず、また、他に文書の存在をうかがわせる事情も認められないため、本件不開示決定2は妥当である。

(ウ) 本件不開示決定3について

実施機関は、本件開示請求のうち、別表6に掲げる本件請求文書6-1から6-3までについて、保存期限が1年未満のものであり、廃棄済みであるため存在しないとして本件不開示決定3を行った。

審査請求人は、当該文書はいずれも重要なものばかりであり、廃棄済みとは到底

考えられないと主張する。

審査会は、本件請求文書 6-1 から 6-3 までについて、以下のとおり検討する。

- a 本件請求文書6-1は、本システムに係るシステム受託事業者と都とのやり取りに係る文書のうち、電子メールである。

実施機関は、本件請求文書6-1について、保存期間が1年未満の公文書であり本システムの運用開始時点で事務遂行上必要な期間が終了したものとして保存期間の満了により廃棄したと説明する。

審査会が本システムの構築に係る契約書等を見分したところ、令和4年10月6日には本システムの構築が完了していることが認められた。また、前記ア（イ）のとおり、同年10月11日から本システムの運用が開始され、同年11月1日から本件制度の運用が開始されている。

- b 本件請求文書6-2は、調査受託事業者と都とのやり取りに係る文書のうち、電子メールである。

実施機関は、本件請求文書6-2について、保存期間が1年未満の公文書であり調査結果の報告書を取りまとめ公表した時点で事務遂行上必要な期間が終了したものとして保存期間の満了により廃棄したと説明する。

審査会が本件調査業務委託に係る契約書等を見分したところ、本件調査業務委託契約の履行期間は令和4年3月31日までとされていることが認められ、前記ア（ウ）のとおり、本件調査結果の報告書について都が公表を行ったのは、同年3月30日であった。

- c 本件請求文書6-3は、有識者等ヒアリングに係る文書のうち、有識者等ごとのヒアリング記録である。

実施機関は、本件請求文書6-3について、保存期間が1年未満の公文書でありヒアリング結果を取りまとめた時点で事務遂行上必要な期間が終了したものとして保存期間の満了により廃棄したと説明する。

審査会が都ホームページで公表されている有識者等ヒアリング結果を見分したところ、ヒアリングは令和3年10月から11月にかけて実施されていることが認め

られ、前記ア（エ）のとおり、その結果について都が公表を行ったのは、令和4年2月14日であった。

以上を踏まえて審査会が検討するに、本件開示請求がなされた令和5年7月27日時点において、本件請求文書6-1から6-3まではいずれも保存期間が満了し廃棄済みであったため存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、また、他に文書の存在をうかがわせる事情も認められないため、本件不開示決定3は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表1 本件開示請求

「東京都パートナーシップ宣誓制度」に係る文書等

「東京都パートナーシップ宣誓制度」に係る下記の文書等（電子データ・動画・画像・音声資料等含む）（起案文書、議事録、協議メモ、担当者メモ、電子メール、FAX、電話記録、文書発送簿、契約書類、収入・支出関係書類その他これらに類するもの等を全て含む）

※開示請求者の過去の請求により既に開示されている文書等を除く。

1 「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム」に係る一切の文書等

※下記例示のもののほか、具体的例示がないものも含め、関連する全ての文書等

【例示】

・システム構築・運用保守受託業者より納入・提出等された全ての文書等（実施計画書、要件定義書、基本・詳細設計書、テスト仕様書、テスト計画書、テスト結果報告書、操作マニュアル等、実施完了報告書、運用報告書、進捗管理資料等）

・都からシステム構築・運用保守受託業者に対し送付・通達・提供等した全ての文書等

・システム構築・運用保守受託業者と都とのやり取りに係る文書等（協議記録、打ち合わせ記録、電話対応記録、FAX、電子メール等）

・システム運用に係る都職員向けマニュアル等

・システム運用に係る都職員向け研修記録等

・偽造した画像の提出、別人を装った届出等、システムの不正利用を見抜くための対応マニュアル等

・偽造した画像の提出、別人を装った届出等、システムの不正利用があった場合の対応マニュアルや対応記録等

・システム導入の意思決定に係る都庁内での検討記録等

・システムに係る問い合わせ・取材対応等に関する記録等

・その他、システムに係る各種記録・資料等

2 「性自認及び性的指向に関する調査」に係る一切の文書等

※下記例示のもののほか、具体的例示がないものも含め、関連する全ての文書等

【例示】

・調査受託業者より納入・提出された成果品、報告書、承認依頼書、相談文書、履行スケ

ジュール、その他全ての文書・資料等

- ・都から調査受託業者に対し送付・通達・提供等した全ての文書等
- ・調査受託業者と都とのやり取りに係る文書等（協議記録、打ち合わせ記録、電話対応記録、FAX、電子メール等）
- ・都による調査結果の分析、解析、統計処理等に関する文書等
- ・受託業者が仕様書に定める成果品報告の期限を遵守しなかったことに関する文書等
- ・令和4年3月16日開催の東京都議会総務委員会に係る本件対応等に関する文書等
- ・調査に係る問い合わせ・取材対応等に関する記録等
- ・その他、調査に係る各種記録・資料等

3『東京都パートナーシップ宣誓制度』検討に係る有識者等ヒアリング」に係る一切の文書等

※下記例示のもののほか、具体的例示がないものも含め、関連する全ての文書等

【例示】

- ・有識者等ごとのヒアリング記録等（ヒアリングの録画・録音記録、書き起こし、要点メモ、実施記録、実施報告書等）
- ・〇年〇月〇日付インターネットメディア報道（〇〇）において当時未公開であったヒアリング内容等が公開される事態となったことに関する対応記録等（取材対応記録、情報漏洩を行った人物に関する調査・対応記録等）
- ・ヒアリングに係る問い合わせ・取材対応等に関する記録等
- ・その他、ヒアリングに係る各種記録・資料等

別表2 本件開示決定

本件対象公文書		
「性自認及び性的指向に関する調査」に係る文書等		
	調査受託業者より納入・提出された文書	
	2-1	性自認及び性的指向に関する調査報告書（アンケート調査：概要版）
	2-2	性自認及び性的指向に関する調査報告書（事例調査）
	2-3	性自認及び性的指向に関する調査報告書（事例調査：概要版）

2-4	性自認及び性的指向に関する調査スケジュール表
-----	------------------------

別表 3 本件一部開示決定

本件対象公文書		本件不開示情報 (根拠規定 条例 7 条)
「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム」に係る文書等		1 委託業者の氏名及びメールアドレス等の個人に係る記述及び書類等 (2 号)
	システム構築・運用保守受託業者より納入・提出された文書	2 受託業者より提出された文書のうち、システム構築・運用及び改修の内容に係る記述 (3 号、6 号) 3 受託業者より提出された文書のうち、特にシステムのセキュリティに係る記述 (4 号) 4 法人の口座情報 (3 号) 5 印影 (東京都に関するものを除く) (4 号) 6 東京都職員の電話番号、メールアドレス (6 号)
3-1	令和 4 年度 構築・運用 実施完了報告書	
3-2	令和 4 年度 構築・運用 運用報告書	
3-3	令和 4 年度 構築・運用 進捗管理資料	
3-4	令和 4 年度 構築・運用 履行体制及び遵守事項の誓約書	
3-5	令和 4 年度 構築・運用 業務従事者に対する遵守事項の周知実施報告書	
3-6	令和 4 年度 構築・運用 業務従事者向け研修実施報告書	
3-7	令和 4 年度 構築・運用 再委託の承諾申請書	
3-8	令和 4 年度 構築・運用 メールテンプレート一覧	
3-9	令和 5 年度 運用 運用報告書	
3-10	令和 5 年度 運用 進捗管理資料	
3-11	令和 5 年度 運用 履行体制及び遵守事項の誓約書	
3-12	令和 5 年度 運用 業務従事者に対する遵守事項の周知実施報告書	
3-13	令和 5 年度 運用 業務従事者向け研修実施報告書	
3-14	令和 5 年度 運用 再委託の承諾申請書	

3-15	令和５年度 改修 実施完了報告書(メール送付機能)
3-16	令和５年度 改修 進捗管理資料
3-17	令和５年度 改修 履行体制及び遵守事項の誓約書
3-18	令和５年度 改修 業務従事者に対する遵守事項の周知実施報告書
3-19	令和５年度 改修 業務従事者向け研修実施報告書
3-20	令和５年度 改修 再委託の承認申請書
システム構築・運用保守受託業者と都とのやり取りに係る文書	
3-21	電子メール
システムに係る都職員向け研修文書	
3-22	操作研修アジェンダ
システム導入の意思決定に係る都庁内での検討文書	
3-23	システム導入検討記録
システムに係る問い合わせ・取材対応等に関する記録文書	
3-24	システムに関する問い合わせ記録
その他システムに係る各種文書	
3-25	令和４年度東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム構築・運用支払起案（後期分・運用分）
3-26	令和５年度東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム運用保守契約起案
3-27	令和５年度東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム改修契約起案
3-28	スマートフォン等端末レンタルサービス申込書

	3-29	スマートフォン等端末使用に関するリース契約起案（令和４年度）	
	3-30	スマートフォン等端末使用に関するリース契約の支払起案（令和４年度）	
	3-31	スマートフォン等端末使用に関するリース契約の支払起案（令和５年度）	
「性自認及び性的指向に関する調査」に係る文書等			
	調査受託業者より納入・提出された文書		
	3-32	性自認及び性的指向に関する調査実施体制表	

別表４ 本件不開示決定１

本件対象公文書			不開示理由 (根拠規定 条例 7 条)
「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム」に係る文書等			委託業者又はシステム利用者に係る氏名、住所、生年月日及びメールアドレス等の個人に係る記述や文書は、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるため（2 号） 法人の有する事業活動に関するノウハウ等の情報に係る記述や文書を公にすることにより、当該法人の事業運営上の利益及び社会的信用が損なわれると認められるため（3 号）
システム構築・運用保守受託業者より納入・提出された文書			
4-1	令和 4 年度 構築・運用 実施計画書		
4-2	令和 4 年度 構築・運用 要件定義書		
4-3	令和 4 年度 構築・運用 基本・詳細設計書		
4-4	令和 4 年度 構築・運用 テスト仕様書		
4-5	令和 4 年度 構築・運用 テスト計画書		
4-6	令和 4 年度 構築・運用 テスト結果報告書		
4-7	令和 4 年度 構築・運用 バックログ対応状況一覧		
4-8	令和 5 年度 運用 実施計画書（運用保守作業実施計画書）		
4-9	令和 5 年度 改修 実施計画書		

都からシステム構築・運用保守受託業者に対し提供した文書		システムのセキュリティに係る記述や文書を公にすることにより、本システムへの侵入・破壊等の犯罪を誘発し、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（４号） 本システムの構築・運用及び改修の内容に係る記述や文書を公にすることにより、本システムの安定的な稼働が困難になるなど当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（６号）
4-10	令和４年度 構築・運用 ユーザテストシナリオ	
4-11	令和４年度 構築・運用 運用テスト・受入テスト結果	
4-12	令和４年度 構築・運用 ユーザテストテストター一覧	
4-13	令和４年度 構築・運用 ユーザテスト結果	
4-14	令和５年度 改修 ユーザテストシナリオ	
4-15	令和５年度 改修 ユーザテストテストター一覧	
システム運用に係る都職員向けマニュアル		
4-16	都職員向けシステム操作マニュアル	
4-17	運用マニュアル	
その他、システムに係る各種文書		
4-18	スマートフォン等端末レンタルサービス見積	

別表５ 本件不開示決定２

本件請求文書		不開示理由
「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム」に係る文書等		当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず存在しないため
	システム構築・運用保守受託業者より納入・提出された文書	
5-1	令和４年度 構築・運用 引継書	
5-2	令和４年度 構築・運用 データ消去完了報告書	
5-3	令和５年度 運用 作業実施報告書	
5-4	令和５年度 運用 障害対応実施報告書	
5-5	令和５年度 運用 問題管理表	

5-6	令和5年度 運用 引継書
5-7	令和5年度 運用 データ消去完了報告書
5-8	令和5年度 改修 要件定義書
5-9	令和5年度 改修 基本・詳細設計書
5-10	令和5年度 改修 テスト仕様書
5-11	令和5年度 改修 テスト計画書
5-12	令和5年度 改修 テスト結果報告書
5-13	令和5年度 改修 操作マニュアル等
5-14	令和5年度 改修 実施完了報告書（全体版）
5-15	令和5年度 改修 作業実施報告書
システム構築・運用保守受託業者と都とのやり取りに係る文書	
5-16	電話対応記録、FAX
システムの不正利用を見抜くための対応マニュアル	
5-17	システムの不正利用を見抜くためのマニュアル
システムの不正利用があった場合の対応マニュアルや対応記録文書	
5-18	システムの不正利用があった場合の対応マニュアル
5-19	システムの不正利用があった場合の対応記録
システムに係る問い合わせ・取材対応等に関する記録文書	
5-20	取材記録
「性自認及び性的指向に関する調査」に係る文書等	
「性自認及び性的指向に関する調査」に係る文書	
5-21	調査受託業者より納入・提出された承認依頼書、相談文書
5-22	都から調査受託業者に対し送付・通達・提供等した全ての文書等
5-23	調査受託業者と都とのやり取りに係る文書等（協議記録、打ち合わせ記録、電話対応記録、FAX等）
5-24	受託業者が仕様書に定める成果品報告の期限を遵守し

		なかったことに関する文書等	
	5-25	令和4年3月16日開催の東京都議会総務委員会に係る本件対応等に関する文書等	
	5-26	調査に係る問い合わせ・取材対応等に関する記録等	
	5-27	その他、調査に係る各種記録・資料等	
『東京都パートナーシップ宣誓制度』検討に係る有識者等ヒアリングに係る文書等			
		○年○月○日付インターネットメディア報道において当時未公開であったヒアリング内容等が公開される事態となったことに関する対応記録文書	
	5-28	取材対応記録	
	5-29	情報漏洩を行った人物に関する調査・対応記録	
		ヒアリングに係る問い合わせ・取材対応等に関する記録文書	
	5-30	ヒアリングに係る取材対応記録	

別表6 本件不開示決定3

本件請求文書			不開示理由
「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム」に係る文書等			当該公文書は、保存期限が1年未満のものであり、廃棄済であるため、存在しない。
	システム構築・運用保守受託業者と都とのやり取りに係る文書		
6-1	電子メール		
	「性自認及び性的指向に関する調査」に係る文書等		
	調査受託業者と都とのやり取りに係る文書		
6-2	電子メール		
『東京都パートナーシップ宣誓制度』検討に係る有識者等ヒアリング」に係る文書等			
	有識者等ごとのヒアリング記録		

	6-3	有識者等ごとのヒアリング記録	
--	-----	----------------	--

別表 7 開示すべき部分

本件一部開示決定		
本件対象公文書		開示すべき部分
3-30	スマートフォン等端末使用に関するリース契約の支払起案（令和4年度）	本件不開示情報4のうち東京都の口座情報（資金前渡受者の口座の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人）
3-31	スマートフォン等端末使用に関するリース契約の支払起案（令和5年度）	本件不開示情報4のうち東京都の口座情報（資金前渡受者の口座の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人）
本件不開示決定1		
本件対象公文書		開示すべき部分
4-12	令和4年度 構築・運用 ユーザテストテストター一覧	項目名、受託事業者の「所属」欄のうち社名、「No.」及び「使用端末」の各欄
		項目名、都職員の「所属」及び「No.」の各欄、「氏名」欄のうち都職員の氏名及び「使用端末」の欄
4-15	令和5年度 改修 ユーザテストテストター一覧	項目名、「No.」、「テストナンバー」、「所属」及び「氏名及び使用端末」の各欄